

千代田区の環境

—環境基準等 資料集—

- I 大気汚染
- II 騒音・振動
- III 水質汚濁
- IV 土壌・地下水
- V 悪臭

令和6年度版

千代田区環境まちづくり部環境政策課

I 大気汚染

1 大気汚染に係る環境基準

昭和 48 年 5 月 8 日環告 25 [改正]平成 8 年 10 月 25 日環告 73
 昭和 53 年 7 月 11 日環告 38 [改正]平成 8 年 10 月 25 日環告 74
 平成 21 年 9 月 9 日環告 33

物質名	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下。(S48.5.16 告示)	【短期的評価】 1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下。 【長期的評価】 1日平均値の2%除外値が 0.04ppm 以下。 ただし、1日平均値につき環境基準を越える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下。(S48.5.8 告示)	【短期的評価】 1時間値の1日平均値が 10ppm 以下、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下。 【長期的評価】 1日平均値の2%除外値が 10ppm 以下。 ただし、1日平均値につき環境基準を越える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下。(S48.5.8 告示)	【短期的評価】 1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下。 【長期的評価】 1日平均値の2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下。 ただし、1日平均値につき環境基準を越える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下。(S53.7.11 告示)	【長期的評価】 1日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が 0.06ppm 以下。(S48.5.8 告示)	【短期的評価】 1時間値が 0.06ppm 以下。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示)	【長期的評価】 1年平均値が 15 μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(備考)

- 1 長期的評価にあつては、年間の測定時間が 6,000 時間未満の場合は評価の対象としない。
- 2 1日平均値の2%除外値とは、年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したものの
- 3 1日平均値の98%値とは、年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの

2 有害大気汚染物質に係る環境基準

平成 9 年 2 月 4 日環告 4 [改正]平成 30 年 11 月 19 日 環境庁告示第 100 号

物質名	環境基準
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.9 告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)

II 騒音・振動

1 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日環告 64 [改正]平成 24 年 3 月 30 日環告 54

騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(平成 24 年 4 月 1 日 千代田区告示第 45 号)

この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(単位:デシベル)

地域 類型	あてはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6~22時)	夜間 (22~翌6時)
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
	用途地域の定めのない地域 これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 以下	50 以下
	準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	車線を有する 道路に面する地域	65 以下	60 以下
(備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。				

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず特例として、次表のとおりとする。

(単位:デシベル)

昼間	夜間
70 以下	65 以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間:45 デシベル以下、夜間:40 デシベル以下)によることができる。	

注:「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ①2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ②2車線を超える車線を有する道路 20メートル

(平成 10 年 9 月 30 日環大企第 256 号大気保全局長通知)

2 自動車騒音に係る要請限度（騒音規制法）

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令
 （昭和 46 年 6 月 23 日 総・厚令第 3 号 [改正] 平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）
 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等（平成 15 年 3 月 18 日 千代田区告示第 28 号）

（単位：デシベル）

区域の区分	あてはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 （6～22 時）	夜間 （22～翌6時）
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先			
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	1車線	65	55
	用途地域の定めのない地域であって、a 区域及び c 区域に該当する区域を除く地域	2車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先	1車線 2車線以上 近接区域	75	70

・車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路において、2車線以下の車線を有する道路は道路端から 15メートル、2車線を超える車線を有する道路は道路端から 20メートルの範囲とする。なお、「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）等を表す。

（備考）

- 測定評価の地点
 - 道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
 - 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
- 騒音の測定は当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- 騒音の測定方法は、原則として JIS Z8731 に定める騒音レベル測定法による。
- 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として、全時間を通じてエネルギーに平均した値とする。

3 道路交通振動に係る要請限度（振動規制法）

振動規制法第16条及び同施行規則第12条(別表第2)
振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等
(平成15年3月18日千代田区告示第32号)

(単位:デシベル)

区域の区分		時間の区分		
あてはめ地域		8時	19	8
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 (第2種に該当する区域を除く)		65	60
			8時	20
第2種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先		70	65
	第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。			

(備考)

- 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - ① 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - ・ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所。
 - ・ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所。
 - ・ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所。
 - ② 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差(デシベル)	3	4	5	6	7	8	9
補正値(デシベル)	3	2		1			

- 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

4 特定工場等に係る規制基準（騒音規制法）

騒音規制法第4条、第5条
平成15年3月18日千代田区告示第26号

(単位：デシベル)

区域の区分		敷地との境界線における音量					
	あてはめ地域	時間の区分					
		6時	8	19	23	6	
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 上記地域に接する地先及び水面		40	45	40	40	
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 第1特別地域 無指定地域 (第1、第3、第4種区域を除く)		45	50	45	45	
		6時	8	20	23	6	
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 第2特別地域 上記地域に接する地先及び水面		55	60	55	50	
第4種区域	工業地域 上記地域に接する地先及び水面		60	70	60	55	
<p>1 第2種、第3種及び第4種区域内の学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内（第1特別地域及び第2特別地域を除く。）における当該基準は、上欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>2 第1種、第3種及び第4種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用される。</p>							

(備考)

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、JIS Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - ① 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - ② 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の平均値とする。
 - ③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 - ④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

5 特定工場等に係る規制基準(振動規制法)

振動規制法第4条、第5条

平成 15 年3月 18 日千代田区告示第 30 号

(単位:デシベル)

区域の区分		敷地との境界線における振動の大きさ			
		あてはめ地域		時間の区分	
		8時	19	8	
第1種 区域	第1種低層住居専用地域	60	55		
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	無指定地域(第2種区域を除く)				
		8時	20	8	
第2種 区域	近隣商業地域	65	60		
	商業地域				
	準工業地域				
	工業地域				
	上記地域に接する地先及び水面				
学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。					

(備考)

- 1 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は、JIS Z8735 に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次のとおりとする。
 - ① 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - ② 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - ③ 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔・100 個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。

6 工場・指定作業場に係る騒音の規制基準

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「環境確保条例」)第 68 条(別表第7 五)

(単位:デシベル)

区域の区分		工場・指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量				
あてはめ地域		時間の区分				
		6時	8	19	23	6
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 AA地域 ^{※1} 上記地域に接する地先及び水面	40	45	40	40	
	第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く) 第2種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く) 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 無指定地域 (第1、第3、第4種区域を除く) 第1特別地域 ^{※2}	45	50	45	45	
		6時	8	20	23	6
第3種区域	近隣商業地域(第1特別地域を除く) 商業地域(第1特別地域を除く) 準工業地域(第1特別地域を除く) 第2特別地域 ^{※2} 上記地域に接する地先及び水面	55	60	55	50	
	工業地域(第1、第2特別地域を除く) 第3特別地域 ^{※2} 上記地域に接する地先及び水面	60	70	60	55	

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)、図書館、老人ホーム及び認定子ども園の敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)の工場又は指定作業場は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。
- 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場は、第 81 条第3項(第 82 条第2項において準用する場合を含む)において適用する場合を除き、適用しない。

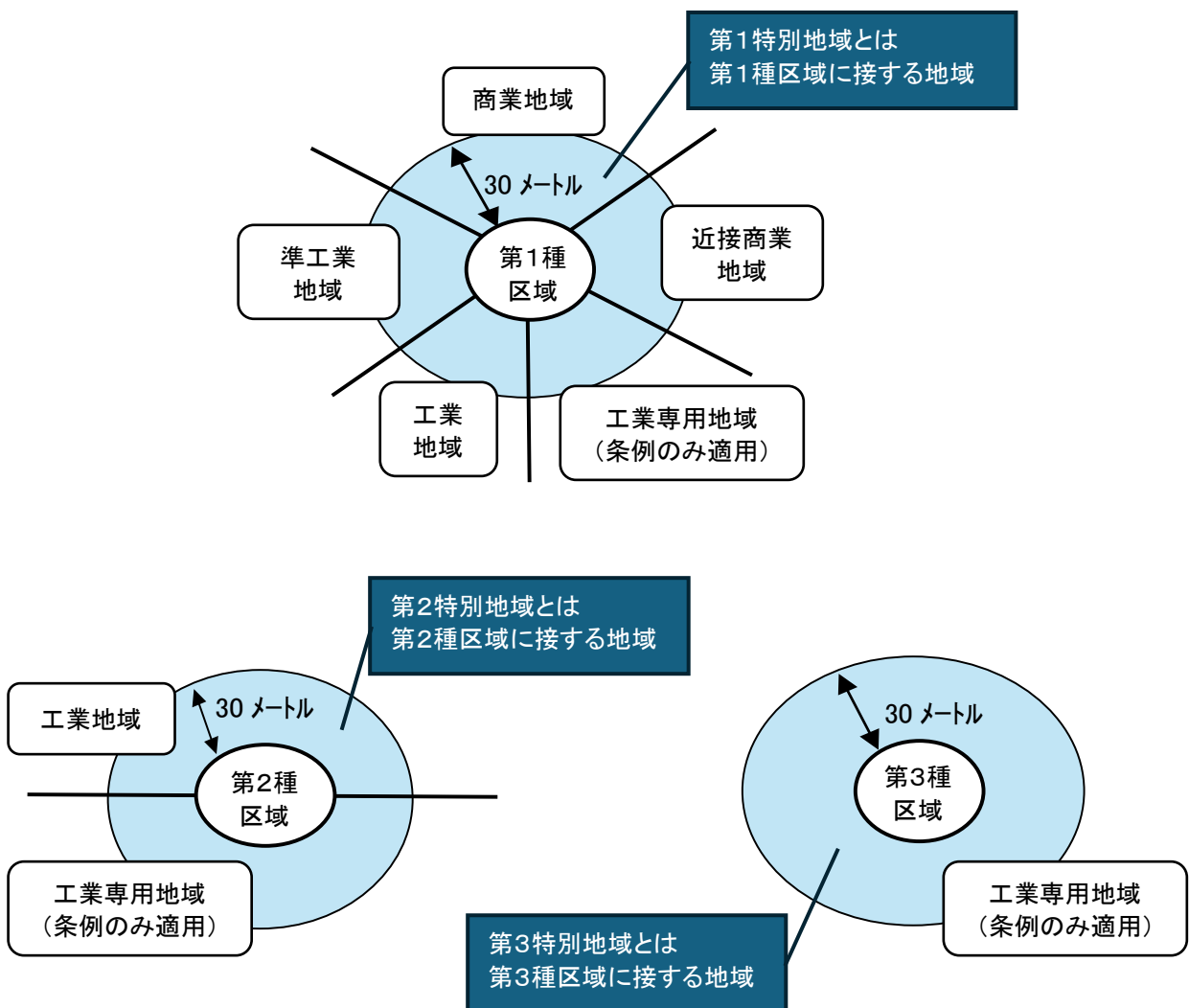
(備考)

- デシベルとは、計量法(平成4年法律第 51 号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。以下騒音に関して同じ。
- 騒音の測定は、計量法第 71 条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 騒音の測定方法は、JIS Z8731 に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。

- ① 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- ② 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
- ④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

※¹ AA地域の指定：環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)に基づき定められた騒音に係る環境基準に規定する地域の類型AAの該当地域として指定された地域

※² 特別地域：特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲 30メートル以内の範囲をいう。



7 工場・指定作業場に係る振動の規制基準

環境確保条例第 68 条(別表第 7 六)

(単位:デシベル)

区域の区分		工場・指定作業場の敷地と隣地との境界線における 地盤の振動の大きさ			
あてはめ地域		時間の区分			
		8時	19		8
第1種 区域	第1種低層住居専用地域	60	55		
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	無指定地域(第2種区域を除く)				
		8時	20		8
第2種 区域	近隣商業地域	65	60		
	商業地域				
	準工業地域				
	工業地域				
	前号に接する地先及び水面				
<p>ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定子ども園の敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内の工場又は指定作業場は、当該値から5デシベル減じた値を適用する。</p> <p>2 振動規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場は、第 81 条第3項(第 82 条第2項において準用する場合を含む)において適用する場合を除き、適用しない。</p> <p>3 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場は適用しない。</p>					

(備考)

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。以下振動に関して同じ。
- 2 振動の測定は、計量法第 71 条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は、JIS Z8735 に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - ① 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - ② 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - ③ 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔・100 個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。

8 建設作業に係る騒音振動の規制基準(特定建設作業及び指定建設作業)

騒音規制法施行令第2条(別表第2)、昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号
振動規制法施行令第2条(別表第2)、振動規制法施行規則第11条(別表第1)
環境確保条例第125条(別表第9)、条例施行規則第61条(別表第14)

騒音規制		基準 (デシベル)
特定建設作業【法律】	1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
	2	びょう打機を使用する作業
	3	さく岩機を使用する作業 ※ ¹
	4	空気圧縮機を使用する作業(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る) ※さく岩機の動力として使用する作業を除く
	5	コンクリートプラント(混練容量が0.45m ³ 以上)又はアスファルトプラント(混練重量が200kg以上)を設けて行う作業(モルタル製造を除く)
	6	バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業 ※ ¹
	7	トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業 ※ ¹
	8	ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業 ※ ¹
		※環境大臣が指定する「低騒音型建設機械」は除く
指定建設作業【条例】	1	穿孔機を使用するくい打作業
	2	インパクトレンチを使用する作業
	3	コンクリートカッターを使用する作業 ※ ¹
	4	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業 ※ ¹
	5	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 ※ ¹
	6	コンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業
	7	原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(さく岩機を除く)
	8	動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを越えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く)
		85
		80
		85
振動規制		基準 (デシベル)
特定建設作業【法律】	1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3	舗装版破碎機を使用する作業 ※ ¹
	4	ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業 ※ ¹
		75

指定建設作業【条例】	1	圧入式くい打機、油圧式くい抜機、又は穿孔機を使用するくい打設作業	70
	2	ブレーカー（手持式ものを除く）以外のさく岩機を使用する作業 ※1	
	3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業 ※1	
	4	空気圧縮機を使用する作業（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る） ※さく岩機の動力として使用する作業を除く	65
	5	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 ※1	70
	6	動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を越えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く）	75

注1 基準の適用場所は、建設工事が行われている敷地境界線とする。

※1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を越えない作業に限る

作業時間の規則	1号区域 ※2	7時～19時 （※4 7時～21時）	適用除外項目	イ.ロ.ハ.ホ
	2号区域 ※3	6時～22時 （※4 6時～23時）		
一日における延べ作業時間の規則	1号区域 ※2	全作業 10時間以内		イ.ロ
	2号区域 ※3	全作業 14時間以内		
同一場所における連日作業時間の規則	1号区域 ※2	6日以内		イ.ロ
	2号区域 ※3			
日曜・休日の作業の規則	1号区域 ※2	全作業禁止	イ.ロ.ハ. ニ.ホ	
	2号区域 ※3			
適用除外項目				
イ 災害、非常事態緊急作業				
ロ 人の生命、身体危険防止緊急作業				
ハ ハ 鉄軌道の正常運行確保のための作業				
ニ 変電所の変更工事で休日に行なう必要がある場合				
ホ 道交法による道路使用許可条件及び協議条件に、夜間又は休日に特定建設作業を行なう旨の条件のついた場合				

※2 1号区域とは、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80メートル以内の区域。

※3 2号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80メートル以外の区域。

※4 「コンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業」で、道交法に規定する交通規制が行われている場合。

9 騒音のめやす

デシベル	状 態
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄等の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所の中
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

デシベルとは音に対する感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。
騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴覚補正を加味して表します。

10 振動のめやす

デシベル	状 態
95~105	壁にわれ目が入り、えんとつ・石垣等が破損する
85~95	家屋が激しくゆれ、すわりの悪いものが倒れる
75~85	家屋がゆれ、障子がガタガタと音をたてる
65~75	大ぜいの人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く
55~65	静止している人にだけ感じる
45~55	人体に感じない程度

デシベルとは振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数等によって異なります。
振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して表します。

III 水質汚濁

1 人の健康の保護に関する環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示第59号 [改正] 令和5年3月13日号環境省告示第6号

	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/l以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/l以下
4	六価クロム	0.02mg/l以下
5	砒素	0.01mg/l以下
6	総水銀	0.0005mg/l以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	PCB	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/l以下
10	四塩化炭素	0.002mg/l以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
19	チウラム	0.006mg/l以下
20	シマジン	0.003mg/l以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
22	ベンゼン	0.01mg/l以下
23	セレン	0.01mg/l以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
25	ふっ素	0.8mg/l以下
26	ほう素	1mg/l以下
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2 生活環境の保全に関する環境基準【河川】

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 [改正] 令和 5 年 3 月 13 日号環境省告示第 6 号

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20CFU /100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU /100ml 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	1,000CFU /100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l 以上	—

(備考)

- 1 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータの数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間大腸菌数の項目の基準値は適用しない。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

3 都内河川に関する環境基準の水域類型の指定

公共用水域の水域類型の指定等 平成 29 年3月 17 日東京都告示第 463 号

水域	該当類型	水域	該当類型
大場川(東京都の区域)	C	小名木川(全域)	A
妙正寺川(全域)	B	旧中川(全域)	A
落合川(全域)	AA	内川(全域)	C
新中川(全域)	C	古川(全域)	D
新川(全域)	A	目黒川(全域)	D
隅田川(全域)	C	呑川(全域)	D
新河岸川(東京都の区域)	C	立会川(全域)	D
白子川(東京都の区域)	C	日原川(全域)	AA
石神井川(全域)	B	平井川(全域)	AA
神田川(全域)	C	秋川(全域)	AA
日本橋川(全域)	C	北秋川(全域)	AA
横十間川(全域)	B	養沢川(全域)	AA
大横川(全域)	A	谷地川(全域)	A
北十間川(全域)	A	残堀川(全域)	A
竪川(全域)	A	浅川上流(さいかち堰から上流)せき	A

4 生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 [改正]令和5年3月 13 日号環境省告示第6号

天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20CFU /100ml 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU /100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l 以上	—

(備考)

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l 以下	0.1mg/l 以下

(備考)

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

5 生活環境の保全に関する環境基準【海域】

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 [改正] 令和 5 年 3 月 13 日号環境省告示第 6 号

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU /100ml 以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—

(備考)

1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の 欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げ るもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げる もの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下

(備考)

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産2種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

6 底質の暫定除去基準

昭和 50 年 10 月 28 日環境庁水質保全局長通知

項目	基準値(河川、湖沼)
水銀	25ppm
PCB	10ppm

IV 土壌・地下水

1 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日環境庁告示第46号 [改正] 令和2年号外環境省告示第44号

	項目	環境上の条件
1	カドミウム	検液1㍓につき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機りん	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液1㍓につき0.01mg以下であること。
5	六価クロム	検液1㍓につき0.05mg以下であること。
6	砒素	検液1㍓につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
7	総水銀	検液1㍓につき0.0005mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	PCB	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
11	ジクロロメタン	検液1㍓につき0.02mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液1㍓につき0.002mg以下であること。
13	クロロエチレン	検液1㍓につき0.002mg以下であること。
14	1,2-ジクロロエタン	検液1㍓につき0.004mg以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	検液1㍓につき0.1mg以下であること。
16	1,2-ジクロロエチレン	検液1㍓につき0.04mg以下であること。
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1㍓につき1mg以下であること。
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1㍓につき0.006mg以下であること。
19	トリクロロエチレン	検液1㍓につき0.01mg以下であること。
20	テトラクロロエチレン	検液1㍓につき0.01mg以下であること。
21	1,3-ジクロロプロペン	検液1㍓につき0.002mg以下であること。
22	チウラム	検液1㍓につき0.006mg以下であること。
23	シマジン	検液1㍓につき0.003mg以下であること。
24	チオベンカルブ	検液1㍓につき0.02mg以下であること。
25	ベンゼン	検液1㍓につき0.01mg以下であること。
26	セレン	検液1㍓につき0.01mg以下であること。
27	ふっ素	検液1㍓につき0.8mg以下であること。
28	ほう素	検液1㍓につき1mg以下であること。
29	1,4-ジオキサン	検液1㍓につき0.05mg以下であること。

(備考)

- 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1㍓につき、0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1㍓につき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

- 2 「検液中に検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機りんとは、パラチオン・メチルパラチオン・メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2 地下水の水質の汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号 [改正]令3環告63

	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/l 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01mg/l 以下
4	六価クロム	0.02mg/l 以下
5	砒素	0.01mg/l 以下
6	総水銀	0.0005mg/l 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/l 以下
11	クロロエチレン	0.002mg/l 以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
17	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
20	チウラム	0.006mg/l 以下
21	シマジン	0.003mg/l 以下
22	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
23	ベンゼン	0.01mg/l 以下
24	セレン	0.01mg/l 以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
26	ふっ素	0.8mg/l 以下
27	ほう素	1mg/l 以下
28	1,4-ジオキサソ	0.05mg/l 以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

V 悪臭

1 悪臭防止法及び環境確保条例の規定に基づく規制基準

悪臭防止法第4条
平成15年3月18日千代田区告示第34号
環境確保条例第68条(別表第7七)

規制場所 の区分 区域の 区分	敷地境界線	煙突等気体排出口					排水
		排出口の実高さが15m未満			排出口の実高さが15以上		
		排出口の 口径が 0.6m未満	排出口の 口径が 0.6m以上 0.9m未満	排出口の 口径が 0.9m以上	排出口の実高さが 周辺最大建物 高さの 2.5倍未満	排出口の実高さが 周辺最大建物 高さの 2.5倍以上	
第一種 区域	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$q_t=275 \times H_0^2$	$q_t=357 / F_{max}$	臭気指数 26
第二種 区域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$q_t=436 \times H_0^2$	$q_t=566 / F_{max}$	臭気指数 28
第三種 区域	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$q_t=549 \times H_0^2$	$q_t=712 / F_{max}$	臭気指数 29

第一種区域

- ・第一種低層住居専用地域
- ・第二種低層住居専用地域
- ・第一種中高層住居専用地域
- ・第二種中高層住居専用地域
- ・第一種住居地域
- ・第二種住居地域
- ・準住居地域
- ・無指定地域(第二種、三種区域を除く)

第二種区域

- ・近隣商業地域
- ・商業地域
- ・準工業地域
- ・これらの地域に接する地先及び水面

第三種区域

- ・工業地域
- ・工業専用地域
- ・これらの地域に接する地先及び水面

【用語説明】

臭気指数 : 人間の感覚量は、物質濃度の対数に比例するといわれており、臭気濃度の対数をとった臭気指数は、人間の感覚量に対応する。すなわち、臭気濃度が100(臭気指数で20)から1000(同 30)と10倍になっても実際に感じる臭気感覚量は、30/20の1.5倍である。臭気指数は、次の式で表される。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

臭気濃度 : 臭気を人間の嗅覚で感知することができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数をいう。

q_t : 排出ガスの臭気排出強度(単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{min}$)をいい、次の式で表される。

$$q_t = (\text{臭気濃度}) \times (\text{乾き排出ガス量})$$

H_0 : 排出口の実高さ(単位 m)を表す。

F_{max} : 単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位 $\text{s}/\text{m}^3\text{N}$)で、悪臭防止法施行規則第6条の2第1号に規定する方法により算出された値を示す。

周辺最大建物 : 対象となる事業場の敷地内の建物で、排出口から当該建物高さの10倍の長さ以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、建物高さが最大のもの。

排出口の口径 : 排出口の開口部の口径を表す。排出口の形状が円形以外の場合の口径は、その断面積と等しい円形の直径とする。